

小型さけ・ますはえなわ漁業（日本海）の許可等の取扱方針

平成7年最終改正

（目的）

第1 この方針は、日本海における青森県沖合海域において、県外に住所を有する者がこの漁業を営むものの許可（以下「起業の認可」を含む。）等の取扱いについて、必要な事項を定める。

（許可申請）

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書のほか住所地を管轄する知事の副申書を添えて青森県知事に提出すること。

（許可の対象者）

第3 許可の対象者は、当該漁業にかかる自道県知事許可を有している者とする。

（許可をしない場合等）

第4 この漁業の違反で処分を受けた者、又はその者と共同で申請した場合は許可しないことがある。

（操業区域）

第5 操業区域は、日本海における青森県沖合海域とし、共同漁業権漁場の区域を除くものとする。

（許可の有効期間）

第6 許可の有効期間は、平成 年4月14日から平成 年2月末日までとする。

（操業期間）

第7 操業期間は平成 年4月14日から同年6月25日までとする。ただし、国際交渉との関連その他特別な事由により知事がこれと異なる期間を定めて通知した場合は、その期間とする。

（陸揚港）

第8 陸揚港は、次に掲げる港のうちから漁業許可等の申請者が選定した3港以内とする。

指定陸揚港

北海道	江良港	岩内港	船泊港	豊浜港	汐吹港	江差港
	瀬棚港	余市港	青苗港	館浜港	寿都港	久遠港
	熊石港	泊港	函館港			
青森県	鱒ヶ沢港	小泊港				
秋田県	八森港	船川港				
山形県	酒田港	加茂港				
新潟県	新潟港					
富山県	黒部港					
石川県	小木港	宇出津港				
福井県	福井港					

（制限又は条件）

第9 許可にあたっての制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業区域のうち、日ロ漁業合同委員会第11回会議の議事録9Ⅱ(1)の第8水域におけるからふとますの漁獲限度は、〇〇kg(〇〇尾)とする。

(2) 操業区域のうち知事が別に定めて通知する区域において、別に定めて通知する期間は操業

してはならない。

- (3) 漁獲物又はその製品を他の船舶に転載し、又は次に掲げる港以外の地に陸揚げしてはならない。

ただし、暴風雨、船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

港 港 港

- (4) 船長をして、別に定める無線通信報告要領により、毎日の位置等を水産庁監視船乗組みの漁業監督官に報告させなければならない。
- (5) 船舶内に別に定める様式の操業日誌を備え付け、船長をして操業中毎日必要な事項を記載させるとともに、毎航海分を入港の都度当該入港地を管轄する知事に提出させなければならない。
- (6) 船長をして、一航海ごとに、入港の都度、陸揚げ漁獲量を陸揚地の荷受機関を經由して当該陸揚港を管轄する知事に報告させなければならない。
- (7) 使用漁具を洋上において他の船舶から補給してはならない。
- (8) 操業期間中網漁具を船内に保持してはならない。
- (9) 船長をして、この漁業の許可を受けた物の間で取り決めた操業上の協定事項を遵守させなければならない。
- (10) 漁場の秩序を維持するため投縄又は揚縄に関し、漁業監督官又は漁業監督吏員が必要と認めた指示した場合は、これに従わなければならない。
- (11) 漁具には船名を表示するとともに、海中に敷設する縄の両端に赤及び黒それぞれ1枚の標旗を、中間には赤の標旗を水面上1.5メートルの高さに付したボンデンを設置し、また、夜間においては、縄の両端に赤燈を、中間には白燈を設置しなければならない。
- (12) 船舶の満載状態におけるきつ水線上の船体の外面（甲板を除く。）を水色に塗装しなければならない。
- (13) 揚縄時に釣獲されなかった針等漁具類はすべて海中に投棄せず、必ず陸上に持ち帰らなければならない。
- (14) その他、さけ・ます漁業に関する国際取決めを実施するため、漁業監督官及び漁業監督吏員が必要と認めて指示した場合には、これに従わなければならない。